

委員長（渋谷 敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時13分）

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） それでは、歳出の11ページ、款2総務費、項1総務管理費、目8企画費、節7報償費、ふるさとづくり寄附金返礼品2,200万円、先ほど4番委員が質問しておりますが、これは返礼品の上限が3割という規定があったやに存じておりますが、これで間違いないと思います。この3割という割合については、米価の高騰になっても、あくまでも3割という理解でよろしかったでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の上限3割という規定は、3割であります。変わりません。ただ、今回の補正につきましては、これから米価が上がるということであれば、業者さんが、今まで同じ量であったものを、金額上がりますので、それであれば当然納税額も増えますのでというようなところで、高く設定を、今補正をさせていただくというものになります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 分かりました。確認の意味でお尋ねしました。ありがとうございます。

そうしましたら、次に節11役務費、手数料1,045万4,000円、これについてのご説明をお願いをいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

11役務費1,045万4,000円手数料というところの内訳でございますが、ふるさと納税のサイト利用料として1,000万円、企業版ふるさと納税中間支援手数料として44万円、産業課所管分としてはこの1,045万4,000円のうち、1,044万円が産業課所管分ということになります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。このサイト利用料ということでございますが、今現在、当町で利用しているいろいろ、例えばテレビCM等々でも出てきております。多々ありますけれども、どれぐらいのサイト数で納税をお願いをしているという状態にありますでしょうか。お願いします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

現在、ふるさと納税のサイトですけれども、全部で14のサイトを活用といいますか、利用していることになります。令和5年度まではサイトは4つでありました。昨年度、議会におきましてもふるさと納税の拡大というようなご意見も受けて、令和6年度中に6つのサイトを増やして、令和6年度では10、その後、令和7年度になってから、今4つのサイトを増やしております、今後1つということでありますので、現在は14、プラス近日近々でプラス1で、全部で15サイトというようなことになります。15サイトあるのですけれども、町が直接契約しているものにつきましては5つのサイトというふうになります。1つのサ

イトがパートナーサイトということで、それぞれ町でいろいろ手続をしなくても、1つのサイト、実名ではふるさとチョイスさんのサイト、そこからのパートナーサイトというのが現在は9つありますので、そちらからの紹介を受けて、このサイトも使いませんかということで、最近また増やしているというような現状であります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ふるさとチョイスという名称、出てまいりましたが、ふるさとチョイスで多方面にサイトがあるという理解でよろしいのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

もう少し具体的にご説明しますと、令和5年度までの4つのサイトというのが楽天、ANA、ふるさとチョイス、モンベルというのが4つのサイトでありました。その中のふるさとチョイスさんがパートナーサイトとして設けているサイトがauグループのサイトであったりJR東日本のサイト、セゾンのサイト、7年度になってから増やしたのはイオン系のサイト、三井住友系のサイト、ほかにもありますけれども、ふるさとチョイスさんのパートナーサイトということで、全部で今9つあるということです。さらに今1つ増やそうとしているのもふるさとチョイスさんのはうのパートナーサイトということです。このパートナーサイトというのは、ふるさとチョイスさんのはうで手続といいますかいろいろしてくれますので、町で新たに手続、新しいサイトの手続をする必要はないということで、利用料もそれにパートナーサイトに個別に支払う必要がないということで採用させてもらって、今増やしているというものが現状であります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。ふるさとチョイスをお願いをしておけば、自動的に、手数料等々の増加がなくて済むという理解でよろしいでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

手数料がないということではなくて、そのサイトを利用する際の手續が不要というだけでありまして、手数料につきましては、ふるさとチョイスの掲載手数料10%となっておりますので、同じくその各サイト10%というのは、利用手数料はかかることがあります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） そうしますと、ふるさとチョイス経由で手数料が全て10%なのでしょうか。それとも、それぞれまた違う手数料、同じ手数料、上がっていくという理解でよろしいですか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 先ほど申し上げましたとおりではありますが、ふるさとチョイスのパートナーサイト、先ほど言いましたauですか、JR東日本ですか、全てそれぞれのサイトが10%の手数料が

かかるということあります。パートナーサイトのメリット、先ほど言いましたように、いろんな最初の手続なり、ふるさとチョイスに登録すると全てのそのパートナーサイトに掲載もいただけるというメリット、いわゆる事務軽減のメリットがございますので、そちらに、パートナーサイトは今そういう関係で増やしていると。

なお、ほかのサイトですが、楽天も10%、ふるなび10%、ふるさとチョイス、先ほど言いましたように全部10%、ANAは8%ということですが、町の今サイトのほとんどは全て10%の手数料というふうになっているところであります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） おおよそ10%の手数料で済んでいるという理解をいたしました。

やはりふるさと納税で得られる納税は、町にとっても非常に重要なという理解はしております。網を広げれば、失礼な言い方かもしれませんけれども、引っかかるというか納税をしていただける機会が増えるという理解をいたしております。今後もさらなる課の努力をお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、14ページ、これも産業課になると思います。款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節14工事請負費、説明欄の農村公園整備費、110万円計上されております。この説明をお願いをいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

工事請負費110万円、農村公園整備費でございますが、今回の工事請負につきましては、野沢農村公園のトイレの解体工事ということで計上させていただいたものでございます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） トイレの解体というご説明でした。ありがとうございます。

これは、老朽化で多分解体をするのだと思いますけれども、これは築年数にするといかほどくらいのものなのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

建設が昭和62年か、もしくは年をまたいで63年度かというところ、すみません、はっきりと正確な資料がなくて申し訳ないのですが、どちらかになっておりますので、築37年か38年経過をしているものでございます。多分、ここもすみません、はっきりしていないのですが、2年以上前からもう使えない状態となっておりまして、バリケードといいますか、使用禁止というふうにはしていたもので、地区のほうからも、もう必要ないので、早く撤去してくれというようなご要望もあった上で今回の補正予算の計上ということでございます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。今、必要がないから撤去の依頼があったというご説明でした。

そうしますと、今後同じ場所にトイレを新たに造るというような計画はないという理解でよろしいでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 野沢公園のトイレの立地からしても、すぐ隣接で公民館がございますので、そちらを利用するというような観点で、解体でいいということで、今回解体をして、新たにトイレを設置するという予定はしていないところであります。

なお、今年度の当初予算の中では、同じ農村公園、南山の農村公園のトイレも解体ということで、先日解体工事をさせていただいたところがありました。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。菅野南山農村公園。野沢、今のご説明ありました南山、あと藤井と服部興野と女鹿の公園があるやに記載をされておりますけれども、こちらのほうには公園等々の施設はあるのでしょうか、ないのでしょうか、把握されていますでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

ただいま委員おっしゃられた農村公園、町の条例にも載っている町管理の農村公園ということになりますが、藤井公園並びに女鹿農村公園にはトイレの設置があります。服部興野は外のトイレの設置はなかつたかというふうに記憶しておりますが、現在ほかのトイレの部分については、今のところ解体なり改築なりの予定は現在のところございません。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 藤井と女鹿にはトイレがあるということでございました。先ほど、今回解体予定の野沢については水洗のトイレではないというようなご説明でした。藤井、女鹿も、今後やはり同じような経緯をたどるのかなという危惧がございます。これらの長らくもたせるための方策等々は、課でお持ちでございましょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 農村公園のトイレですが、藤井はかなり古い状態になっているものでありますので、いずれ解体なのかなというふうには思っているところであります。女鹿についてはまだ、最近現状確認はしておりませんが、比較的大丈夫といいますか、そんなに古いものではありませんので、年数はたってますが、まだ十分使用できるものなのかなと。そういうものについては、地元と調整、地元のしっかりと意見を伺いながら、修繕なりの対応も必要になってくるのかなと思っております。

なお、ほかの公園につきましても、農村公園という町の条例上の位置づけになっているところでありますが、あくまでも当時整備をしたときに国の補助事業を使って整備したことによる農村公園という位置づけというふうに考えておりますので、今後、ほかの所管になりますが、都市公園も含めて町がどこまで公

園管理していくかというのも今後の課題ではないかというふうに個人的には思っております。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。私はちょっと、公園と限らず、トイレがあると非常に助かる人間でありまして、公園か近くに、私、谷地集落ですけれども、谷地の敷地の中にトイレがございました。ただ、それも老朽化で廃止になったのです。それで、地元では公民館を使ってくれということですが、残念ながら公民館は鍵がかかっていて、いつでも使えるというような状況にないものですから、できればいつでも使えるようなトイレがあれば、町の皆さん、少なからず助かる人がいるのかなと思ってございます。私も町民の一人ですので、参考意見として、よろしくお願ひをしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、15ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節12委託料、説明によりますと、測量設計委託料ということでございます。300万円計上になっております。これのご説明をお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

土木費、道路橋梁費の道路新設改良費の委託料300万円、測量設計委託料についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、前6月定例会におきまして、旧広畠橋の撤去に関する工事監理業務、それから積算業務、それと撤去工事請負費ということで補正をさせていただきましたけれども、それにつきまして一部、一部といいますか、工法等の見直しということで、既決の予算で対応させていただきまして、再度設計をさせていただいたということで、それに関する経費、9月補正で300万円、委託料ということで補正をさせていただきたいということで計上させていただいたものでございます。

旧広畠橋、昭和31年の竣工ということで、令和5年には新しい広畠橋竣工しておりますが、撤去も含めた形での補助事業ということでございまして、撤去をしなければならないということになっております。6月補正の際には、昨年度実施設計を行ったわけではございますが、河川管理者であります庄内総合支庁のほうとの河川協議によりまして、河川内での施工は、撤去の工事はできないということで指示がありました、両岸に作業ヤードをつくりまして、そこからの4年間をかけての撤去ということで設計をしておりました。6月補正、4月下旬の編成作業でありましたので、それ以降、4年間も費やしてはいられないのではないかということ、それから補正是1億四千何がしの金額をさせていただいたわけですから、かなりの大きな額ということで、幾らでも経費削減してできないものかということで、現場踏査をしながら、再度河川協議をさせていただいたところでございます。そのときに今年度内、それから河川内、河川に入っての作業も認められたということで、今回その再設計分を補正をさせていただいたところでございます。当初は200トンの大型クレーンを使わなければならぬのが、今回バックホーでの解体作業でよくなりましたし、護岸の工事も、ほぼ橋台部分あったところだけでいいですよというお話をいただきましたので、そういう変更をしてみると、5,000万円未満で工事ができるという方向でございましたので、工事費の大幅な削減にもつながっているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。1億4,000万円ほどかかる予定のところが、5,000万円ほどで可能になったという理解でよろしいですか。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） そのとおりでございます。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 河川内では作業ができないというようなルールが以前はあったのが、河川内に入ってバックホーで作業ができるようになったというご説明でございました。

以前も、造る際にも、非常に糸余曲折とでも申しましょうか、あったやに記憶しております。工事が、大きな石が出てきて難航する等々のことがありました。しかし、今回は撤去ですので、掘るというようなことは多分あまりないのかなという素人考えでございますが、この設計上でいくと、5,000万円、さらには工期が4年から、4年に満たないで完了できるというような理解でよろしいでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

ただいま委員のほうから掘るという作業ということでございましたけれども、旧広畠橋、3径間ございますので、つまり橋脚は2つあるということで、橋脚、河川の土の中に埋まっている部分はありますので、一定掘る作業は生じる予定でございます。にいたしましても、今の設計上では年度内に完了する見込みであるということで認識しております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 非常に町にとってはうれしい方向に行くのだなというふうに私思いました。順調にいっていただきたいと思います。掘る作業もあるということでしたけれども、ただ掘って造ったやつですから、そんなに大きな石がさらになってくるというようなことはそんなにはないのかなということを言ってございます。まず、いい補正であって、非常にうれしい限りでございます。ありがとうございます。

では、この項は終わりまして、項4都市計画費、目4公園費、節13使用料及び賃借料、自動体外式除細動器リース料9,000円、これについてちょっとご説明をお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

公園費でございますが、自動体外式除細動器リース料ということで、いわゆるAEDのリース料でございます。都市公園遊ぼうとの分でございますが、現契約が長期継続契約によりまして令和7年4月までございました。令和7年5月1日から向こう5年間という契約になるわけですけれども、これまで4,400円の月の使用料、賃借料でございましたけれども、5月1日からの契約では月額5,170円ということでございます。当面既決予算で支払いはできるのですけれども、4,400円から5,170円に上がりました差額分、増額補正をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。これは契約ですので、当然更新契約は必要だと思ってございます。この件につきまして、地域生活課、企画課、教育課等々、多課にわたってAEDを使っているというか、配備をしているわけでございます。私、以前、前々副町長より、庁舎で使う文具等々の共通使用資機材については、各課それぞれで対応するのではなくて、一括して購入して単価を下げているというご回答をいただいております。このAEDに関しても、それぞれ課単位で契約という理解をしております。そうしますと、いろいろな契約の方法があるやに思ってございます。これを一括して契約することによって、契約単価の低減につながる可能性がなきにしもあらずという理解をしております。これについて、副町長、高いところから見て、各課各課はそれぞれ最良の方法だという理解の下で動いているのだという理解はしております。しかし、一歩違うところから見ると、これちょっとばらばらだな、この課は高いし、この課は安いしというような感じを受けてございます。さらには、私、一般質問でAEDに関して質問したことがございます。当町では、幸いにAEDを使ったということは今まで一度もないということでございます。今後も使われないというのが一番でございますが、配備をするに際して、やはり全庁統一のものを使えば、多課に、使い方はそれぞれAEDで使い方違うということは絶対ありませんけれども、なかなか予算が苦しいという観点からすれば、経費節減のために一考してもよろしいかなと思ってございます。いかがでございますでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 高橋副町長。

副町長（高橋 務君） お答えをいたします。

AEDにつきましては、各所管でそれぞれ予算確保を基に契約をしているわけでありますけれども、先ほど地域生活課長が答弁したとおり、ほぼ長期継続契約ということで5年間の契約をしているのがほとんどというふうな認識をしております。となりますと、契約時期につき、何月に契約しているかというようなどころが、ちょっと詳細まで把握しておりませんので、例えば一斉にそろえるってなったときには、どこかの分が切れたときにそこをやればいいのですけれども、するとほかのほうは途中で打ち切ることになるとかってなると、逆に違約金というふうなところも発生するのかなというふうなこともありますので、契約時期がいつであるかというようなことも含めて調査をしながら、可能なのかどうか、財政当局も調査をしていきたいというふうに思います。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） よろしくご検討をお願いをしたいと思います。やはり何か考えて動かないと、物事はそのまますとつながるというようなことではなかろうかと思っております。やはりいろいろ、いろいろ検討をする体質を当町でつくっていただければ、経費節減、ほかに使えるというようなことになろうかと思ってございますので、よろしくお願ひをしたいと思っております。

それでは、16ページの款10教育費、項1教育総務費、目7通学対策費、節10需用費、説明で修繕料210万円となっております。これについてご説明をお願いをいたしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答え申し上げます。

こちらの補正、210万円の内容でございますけれども、こちらは主に小学校、中学校が通学している、スクールバスの修繕費用の予算でございます。こちらのバス、車両の故障の際の修理ですか、それから車

両の車検、それから法定点検等のときに発生したというか、そこで分かった故障箇所の修理とか、そういったものが主になっておりまして、それ以外ですと、あとバス車庫の修理ですとか、それからバス停等に関する修理費用、そういったものにもこちらのスクールバス運行管理のほうから出させていただいております。こちらなのですけれども、当初予算の見積りを作成した際には、やはり760万円ほどかかる、必要だというような、そういった算定をしておったのですけれども、こちらのほう、特に車検時期などは年度当初だけではなくて、年度後半にあるものもあるというようなことの中で、少し様子を見ながら、ちょっと修理等の経過を見ながら予算を精査していったほうがいいのではないかというようなところの中で、少し減額して当初予算を見込んでいたところでございます。それが210万円ほど当初予算見積りよりも減額して予算計上していたというようなところでございまして、しかしながらスクールバスの半数以上が10年以上経過しているというような中で、やはり修理費用、非常にかかっているというような状況の中で、特に年度末等、こういったまた修理が生じた場合に、どうしても安全に関わる部分でございますので、そういう予算がなくて修理できないというようなことはちょっとやっぱりできないものですから、今回やはり必要な分ということで210万円を補正に計上させていただいたというようなところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 今現在故障している車両に対する対応ということではなくて、何かあつたら速やかに対応できるようにというような理解をいたしました。子供たちを守る、一番大事な車ですので、どの車よりも優先して安全を確保するべきだというふうに思ってございます。これはよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして17ページの項3中学校費、目1学校管理費、節17備品購入費、説明だと除雪機械購入費、120万円計上されております。これについてご説明をお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの備品購入につきましては、遊佐中学校に配備している除雪機が15年ほども経過しております、かなり古くなって大変な状況になってきているという中で、今回更新の要望が学校側、特に主に使っているのは用務員さんになるのですけれども、方々から更新の要望がありまして、今回除雪機を新たに購入させていただきまして、今ある除雪機につきましても、少し修理等しながら使っていくような形で、使えるところまで使うという形での、今回1台増やして対応していくというようなところでの増額補正ということになっております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 今現在使っているやつが15年だということでございます。除雪機は、そんなに使用頻度が高いというふうには私思ってございません。私が使っているやつもかなり古いやつで、通りから見えるところに置いています関係上、金属くずを集める方がこれを回収したいというような、今日もありました。でも、動きます。大事に使えば除雪機は結構もつという理解をしてございます。この更新要望は、不具合があるからということでおろしいのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今使っているものが古くなって不具合が多々発生しているというようなところで、特に新しいのがない、ここで準備しておいて、まずは特に生徒のいろんな、使う学校の除雪でございますので、不具合あって除雪ができない状態であっては、やっぱり学校のほうに支障が出てしまうというようなところで、新しいものを購入させていただきまして、スムーズに速く除雪ができるようにというような観点から、まず今回要望させていただいたというところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 種類が多々あるわけです。農業機械メーカーで販売している除雪機、オートバイメーカーで出している除雪機、こういう多々あるメーカーの中でどのような機種を選ばれるかは分かりませんけれども、先ほど見積りを1社からというようなことでございました。見積りは、やはり基本は相見積り、数社から見積りを取って更新をかけるというのがよろしいかなと思います。希望として、相見積りで町民から納得されるような購入をお願いをしたいと思ってございます。希望を述べてしまいました。

続きまして、項4社会教育費、目6文化財保護費、節14、施設整備工事費307万円の計上がございます。これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちら文化財保護費の工事請負費307万円の内訳ということでございました。こちらなのですけれども、まず51万円分が杉沢比山伝承館、こちら漏水が発生しまして、これ水害で使用できない状態になっていたわけなのですけれども、そういう中で漏水で水道メーターが動いているといいますか、漏水の状況が見られるというような中で、その修理といいますか、掘って管を出しながら、また修理してというところの中でも土砂が発生したというようなところでございました。そういう部分を、土砂の撤去ですか、堀ったところのまた再舗装とか、そういうところに充てた予算が51万円、これ既決の予算でやっておりますけれども、既にやったのですが、ちょっとこれに伴って足りなくなる分が出てきますので、今回補正として上げさせていただいております。

そして、256万円分が旧青山本邸の、こちらの北側の木塀の改修工事を今年予定しておりますけれども、それと一緒に今、旧青山本邸の松の、大きな松が枯れて非常に危険な状態になっているというようなところで、枯れたクロマツの伐採処理の工事費用、これが追加してやりたいというようなところで256万円をプラスして、補正として計上させていただいたというようなところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） クロマツが枯れたということでございます。これは、松くい虫にやられたという理解でよろしいですか。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

木が、特に葉っぱの部分が茶色に、色がなっておりますので、松くい虫にやられているというふうに理解をしております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 旧青山本邸には、さらに松が多分あると思うのですけれども、今伐採をするという木の直近近くには何本くらいあるのでしょうか。なぜかといいますと、1本やられると、かなりその周囲に影響を及ぼすというようなことも見受けられておりますので、その点を心配するわけでございます。いかがでございますか。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

青山本邸のほうには14本ほどそういった大きな松があるというようなところで、昨年度、樹幹注入なども行っております。去年の時点から、今回伐採する木につきましては枯れておりましたので、その木は樹幹注入しなかったのですけれども、それ以外のものを樹幹注入等を行いまして、対応に当たっているというようなところです。

あと、それ以外に毎年薬剤散布等をしながら、枯れないような対応というようなことでしております。しかしながら、今回枯れている松、それから含めて周辺の部分も少しやっぱり切らなければならないということで、4本程度今回は切る必要があるのかなというようなところで、今回工事の追加ということで予算計上をさせていただいたというようなところです。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） そうすると、今の説明ですと、1本が駄目になっている。そのために周囲4本をさらに伐採する。それ以外は、影響が及ばないように昨年樹幹注入を実施したという理解でよろしいですか。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今年度、この予算の増額した部分で4本まず伐採を予定しているところでございます。それ以外の部分、昨年度樹幹注入しておりますので、それにつきましては今までどおりといいますか、維持できるのかなというふうに思っております。しかしながら、枝が大きくなってきた、木が大きくなってきておりますので、いろんな風で枝が落ちるとか、それから松の葉っぱが周囲の住宅等に影響を与えるというようなところもありますので、そこら辺含めて十分注意しながら維持管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 8番、佐藤俊太郎委員。

8 番（佐藤俊太郎君） 一番最初の原因となる松枯れがあったために、設計変更等々に及んでいるという理解をしております。樹幹注入をすると約7年くらいは効果があるというような、製薬会社の説明ではございますが、今現在、町内の松が非常に残念な状況になっているという理解をしております。ここのと

ころの高温で、松の木が非常に弱っているのかなというように個人的に思ってございます。今までの、それこそ今までの常識が、若干通じないのかなというような感じも受けておりますので、よくよく注意をして観察をするということが大事なのかなと思ってございます。

以前丸子に、丸子の社叢という文化財がございました。これも残念ながら松くい虫の被害によって文化財から外れているという事実もございますので、旧青山本邸のクロマツを守るためには、やはりより多くの注意を松の木に向ける必要があろうかなと思ってございますので、今後このようにならないことを希望しまして、私の質問を終わらせたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

委員長（渋谷 敏君） これで、8番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 自分が所属する常任委員会、最後になります。休憩中、質問することもなくなったのではないかとお心遣いをいただいたこともありましたが、めげずに質問させていただきますので、よろしくお願いします。私、議案書と概要書のほう、いろいろ詰めてきましたので、それを見て、疑問に感じた点だけを簡明に質問させていただきます。

最初に、総務課のほうに3点ほど質問させていただきます。11ページの一番下になります。あえて科目は申しませんが、一番下の電子計算費という目がございます。それについて概要書を見ますと、このように書いております。契約管理システム更新のためのシステム改修委託料1,000万円ということがありました。このシステム、経営管理システムという、この字句をちょっとどこかで見たなと思っていろいろ探してみたのですが、実は毎年町政座談会で配られます遊佐町の主要施策ってありますが、あれの去年の令和6年度版にあるページの19ページ見ますと、令和6年度の新規事業として契約管理システム構築事業581万円というところをやっと見つけました。

ここで質問しますが、昨年度581万円で新規につくったものを、それ以上、倍に近いお金を講じて更新といいますか、システム改修を行わなければならない、この理由は何なのかお尋ねさせていただきたいのですが。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、令和6年度、契約管理システム構築事業ということで主要施策のほうに581万円ということで載っていたわけなのですけれども、この令和6年度に計上させていただいた予算についてなのですけれども、これ令和6年度の3月補正でこれを全額減額させていただいております。今回改めて新規に計上させていただいたわけなのですけれども、それでもまず1,000万円ということで今回補正させていただきました。これも、高くなっている理由としては物価高とかいろいろあるのだと思いますけれども、これでも抑えた金額として計上させていただいているものであります。

この契約管理システム、これまで酒田市と遊佐町と同じ業者さんから開発してもらっていました、今回も、実は昨年度、酒田市のほうで同じ業者さんから開発、導入してもらったシステムをパッケージとして使用して、遊佐町仕様としてカスタマイズしてもらうというようなことで今回見積もってもらいました。それで、同じ業者さんですので、データ移行も簡単にできるということあります。昨年度、ほかの業者さんといいますか、大手の業者さんにシステム検討もお願いした経緯があるのでけれども、町の仕様に

するとかなりの高額になってしまふということで、あとこちらで求めている機能、仕様にはなっていないというようなこともあって、こちらとしては入札と契約の手続と管理が目的であったのですけれども、大手の業者さんのところは予算管理が目的だということで、ちょっとその辺での食い違いもあって、まず今回、これまでの業者さんと同じ業者さんに見積もっていただいて、まず1,000万円の今回補正をお願いしたものでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 皆減したというところは、ちょっと今私が把握忘れたといいますか、今回新規にやったということで理解をしました。

時間もないですので、その1,281万5,000円の中に含まれる内容について、先ほど質問あったことを若干補足的に質問させていただきます。この概要書の中身を見ますと、町民に対して情報を速やかに行うためのタブレット端末の導入ということでしたので、町民の皆さんにタブレットを配るのかなど、そう誤解をしたところです。ただ、お金が281万5,000円ですから、それは違うのではないかと、そう思ってこの会議に臨んだところでございます。内容的には先ほどの答弁で分かりました。ただ、タブレットはそんなにするわけではございませんので、ほとんどがこのシステム改修、そちらになると思います。

ここでちょっと関連してお尋ねしたいのですが、現場で使うタブレットということで先ほどありました。そうしますと、例えば農業委員会のほうで現地確認するとき、e MAF F 農地ナビですか、たしかそういうデータがあるのですが、ああいうものを想定して現場でタブレットを使うのだと思います。それで、なぜ2台なのかちょっとお尋ねをしたいのですが、本来現場で使うのであれば、私が災害のときに見ると、地域生活課、それから危機管理、あえて言えば産業課もあり得るのかなど、そう思いますので、この2台の台数を決めたものと、その管理の在り方というものはどうあるのか、そこをお尋ねしたいのですが。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） お答え申し上げます。

まず、タブレット2台というものは、まずこちらで必要な台数ということで2台というふうに決めたもので、まずは災害時を想定した台数ということで、まずは取りあえず2台ということで、今回整備するものと認識しております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 災害はいつ発生するか分かりませんので、災害時だけに限ったとのことですが、やはり通常でも使うべきかなと、私はそう考えます。

それで、ちょっと、ここの11ページのところで、先ほど追加で質問するのを忘れた、財源の内訳が載っていますね。その中で、地方債と一般財源、その他170万円ですか、これが載っているのです。このその他というのはどういう財源なのでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、ここに地方債250万円ということで、あとその他170万円、あと一般財源861万5,000円ということ

で、これトータルすると1,281万5,000円になるわけなのですけれども、その他の170万円につきましてはふるさと基金からの繰入金。全体としては1,250万円あるわけなのですけれども、そのうち170万円をここに、他の部分に計上しているということになります。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） ふるさと基金から繰入れしていると。それから、これ目的があって、たしか基金、寄附いただいていると思いますので、財源というのは分かりました。

それで、16ページになります。消防費のほうで先ほど来質問あったわけですが、ちょっと端的にまとめて申し上げますと、このほうの自主防災組織活動助成金、これについては、令和6年度決算を見ますと207万3,000円ほどになるようです。その中で、令和7年度については当初で180万円、今回60万円補正ですと、240万円ですか。そうなるようあります。そうしますと、まずそんな中で、補正の内容の系譜は分かったのですが、事業の内容ですが、ホースとかいろいろなものがあるということを聞いたわけですが、去年とほぼ同額くらいになるわけですが、どのような傾向にあるのかお尋ねしたいのですが。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、この中身について、どのような傾向かというような質疑であったと思いますけれども、まず令和7年度について申し上げさせていただきます。

自主防災会活動事業助成金の申請件数についてなのですけれども、今当初予算で180万円ついているわけなのですけれども、これまで12件申請件数がございました。そのうち、ホース、いわゆる消火栓用のホースになるわけなのですけれども、それが5件、あとホースの格納箱、ホースの入れるボックスがあるわけなのですけれども、それが2件、あと物置が2件、そのほか草刈り機、あと簡易用のトイレ、あと非常食などが申請として上がってきてているようです。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 自分のほうの集落言って申し訳ないですが、自分が区長をしていたとき、ホース購入した経過があるものですから、やはりホースが多いのということで今理解をしたところであります。

次に、18ページの空き家対策費に関係する部分について申し上げます。空家解体補助、一番最後のところですか、150万円ですか。それで、令和7年度の当初予算で400万円を計上しております、今回150万円足しますと550万円になります。昨年度、令和6年度については、最終的に決算額は690万円でありましたので、去年よりはまだ少ないということになろうかと思います。それで、ここに上がっているこの150万円、この内容についてですが、遊佐町の老朽危険空き家解体支援事業に関係する要綱を見ますと、このように定めています。事前調査の申込みが最初にあるのだそうです。それを役場が受けて、その箇所を事前調査して確認をする。そこで確認した上で、その段階で老朽危険度等判定して、補助率とかいろいろなものをその段階で決めると。その後に交付申請を最終的になさるという段階があるようでした。今回この150万円の中身については、あくまでも事前調査の申込みの段階でのこの件数なのか、そこをお伺いします。

あともう一つは、住宅の不良度については、100点未満か100点以上かで若干違うようでございますので、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず最初、1点目の、申請を受けた段階によるものか、それとも老朽度の危険度判定によるものなのかということで、それに対するご意見をお答え申し上げますが、老朽危険空き家の解体支援事業で相談いただいて、空き家解体する意思のあるものは、現在、今年度18件となっております。今回要求させていただいたのは、このうち4件ということになります。その今回予算要求した4件のうち、事前に審査済みの物件については2件、あと相談の段階で現場踏査している物件が2件ということです。

まず、そのような状況で、2つ目の、点数についてなのですけれども、職員がそれぞれ現場を見て決める、国の基準に基づいて点数で決めるのですけれども、今年度、事前調査を受け、査定した点数の傾向として、合計で10件あるのですけれども、平均で45点ということでございます。あと、老朽度が高い100点を超えるものは1件だけでした。また、昨年度、水害を受けた住宅も2件ありました。それは、老朽度からいうと15点ぐらいということでございまして、過年度でも100点を超える物件は年間一、二件ほどではございますけれども、ほとんど100点未満ということになるようです。

まず、以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 100点を超えるのはまれにあるということでした。場所は言いませんが、車で通っていますとかなり昔の、それこそかやぶき屋根が崩れてしまったようなところ見受けられます。状況的には分かりました。以上、これで総務課のほうは終わります。

次に、企画課長のほうに、先ほど駒井委員のほうからあった部分にも関連するわけですが、先ほどの水環境保全事業についてお聞きします。53万8,000円ということですが、基本的には町のホームページのほうに特設のサイトをつくると、そういうことがありました。そういうことありましたので、ちょっと見ますと、町のホームページにもトピックスということで今あるのは、遊佐町エネルギー政策特設サイトという、ホームページに出てまいります。ちょっと確認ですが、ああいうサイトを想定してよろしいのでしょうか、そこをお伺いしたいのですが。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

さきの説明の中でも申し上げさせていただいたときには、やはり例として遊佐町のエネルギー政策特設サイトというのが設けられておりますというお話をさせていただきました。基本的にはこれと同じような特設サイトという位置づけをもってホームページ上に掲載をしていきたいなと思っております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） ちょっと話が続かなかつたと思いますが、先ほど見たら、ずっと下がっていくと遊佐町エネルギー政策特設サイトというのが出てきて、いろいろな事業が出てまいります。それと同じようなものが、先ほど答弁あった、例えば条例の内容とか、湧水マップとか、データの公開とかということで予定されるということでした。あえてここで聞きたかったのは、こういうサイトを今後別のものでつくるときに、やはりそのたびごとにこういうホームページの改修というのですか、ホームページとこれ違う

のか、ちょっと私も分かりませんが、そういうサイトをホームページにつなげるとなると、ホームページと一体だと思って質問しているものですから、そういうことで、仮にこれ以外のものが出てきたときに、やはりその都度都度こういう五十何万円とかという経費がかかるのかということを疑問に感じたものですから、あえて質問させてもらったのですが、どうでしょうか。

委員長（渋谷 敏君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今のこの予算化の部分については、最初のこのサイトの構成といいましょうか、立ち上げの部分、そちらに係る費用ということで思っておりまして、その後の更新の部分については、協力隊なり役場の担当職員が行っていくという想定をしておるものでございます。ただ、技術的にもっと、技術的に難しい部分といいましょうか、新たにこういったことを盛り込んでいきたいということにならなければ、また業者さんに委託をしてということも出てくるかもしれませんけれども、現状では、今回立ち上げてサイトをつくった部分を自前で改修をしていきたいなど、そのように考えてございます。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 一応これで質問は取りやめにします。

それでは、健康福祉課のほうに何点かお尋ねさせていただきます。先ほど2番委員と6番委員のほうからも若干あったところですが、12ページにあります地域介護福祉空間整備交付金、これについて若干関連するような質問をさせていただきます。先ほどの質疑の中の答弁では一定の理解をしたところです。それで、先ほど2番委員のほうの質疑に対して、前にやったことあるのかということを質問されていたようでしたが、実は質問するに当たって自分で調べましたら、平成29年の2月16日の補正予算審査特別委員会のほうで、これについて説明あったところですが、ゆうすいとにしたての防犯カメラとセンサーライト、これを、平成28年ですか、その頃にやったということで、先ほど課長の答弁にあったとおりがありました。

そこでちょっと確認をしたいのですが、今回のこの町内介護施設の関係では、先ほど高齢者施設の整備の自家発電装置とか、そういうものであると、そういう答弁ではありました。それで、ちょっと先ほど聞き漏らしたもので、もし可能であれば、この対象となる介護的な施設、これがどこなのか、ちょっと先ほど聞き漏らしたものですから、それが1点目と。

例えばにしたてとゆうすいについては、町のほうに近い施設であると思います。例えばこういう申請をする場合、介護施設側でなくまで国に対して申請をするのか、それとも健康福祉課でそれらを調整した上で行うのか、ちょっとそこだけ確認をしたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えします。

1点目、対象事業所でございます。こちらは、庄内みどり農協が運営します上蕨岡地区にあります小規模多機能、結いとなってございます。町内には2か所、小規模事業所ございますけれども、結いのほうとなってございます。

あともう一点、補助金の流れでございますけれども、こちらにつきましては、本交付金につきましては国から直接ということではなく、国のほうから町のほうに協議等の案内が来ますので、それを対象の事業所に案内をさせていただき、町が取りまとめをして国のほうに申請をするという、いわゆるトンネル的な

ところではございますけれども、そのような流れとなってございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 分かりました。

それでは、ちょっと最後に2点ほど改めて質問させていただきます。ページは13ページになります。保育園に関する事業の中で、3目の児童福祉施設費、10目の需用費のところに修繕料ということで、概要書には保育園管理費となってございます。約90万円であります。この内容についてお伺いしたいのですが、例えばどこの施設で、例えばガラス割れたとか、それとは別だと思うのですが、例えば園児がいます。保育士の方とか、栄養士と調理師の方もいます。どういう視点での、これ修繕なのか。例えば改築的なのに近い修繕なのか、それとも壊れたからの修繕なのか、ちょっとそういう視点で質問させていただきたいのです。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

1点修正をお願いしたいと思います。先ほど小規模多機能、結い、上蕨岡と申し上げてしましましたが、上藤崎で訂正をお願いいたします。

それでは、修繕費のご質問にお答えしたいと思います。こちらにつきましては、あくまでも園児という形で、町立保育園の園児の安全のためにということで修繕費を計上をしております。1点目が遊佐保育園、藤崎保育園の玄関インターホンの修繕でございます。40万円でございます。もう一点目は藤崎保育園の給食室のガス給湯器が古くなっているということで、交換をしたいということで30万円、最後は町立保育園、全て老朽化、大分しておりますので、緊急対応ということで20万円、合わせて90万円計上させていただいているところでございます。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） それでは、最後の質問いたします。

同じく13ページのほうにあります放課後児童関係についての負担金補助及び交付金のところで281万4,000円、放課後児童健全育成事業ということの中身について質問します。この部分については、当初予算で3,160万7,000円、今の281万4,000円で補正後が3,442万円ほどになります。それで、先ほど本間委員のほうからもご質問あったわけですが、ちょっとあえて質問させていただきますが、これについては遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例があるようです。その第4条のほうに、放課後児童健全育成事業を行う者を事業者というというようなものがあるようですが、この補助対象となる事業者はどのようになるのかということが1点目と、歳入のところの8ページのほうに、民生費国庫補助金のところに、2節児童福祉費補助金58万3,000円、脇には子ども・子育て支援交付金ということでありますが、例えばこれが国が3分の1補助ですので、これを3で割ってしまうと93万8,000円しかないものですから、ちょっと割り算、間違いはないと思うのですが、このことについてお伺いします。

委員長（渋谷 敏君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

1点目、対象事業者でございますけれども、町内にございますぽっかぽかクラブ、そしてあそぶ塾となってございます。

2点目でございます。歳入についてでございますが、委員おっしゃるとおり国、県、3分の1ずつと町を合わせて3分の1ずつということでございますが、先ほど申し上げましたとおり7年度の要綱等で再度積算をしたところ、今回の計上が58万3,000円という形ということでなってございます。細かい項目ごとに計算式がございますので、改めて計算しますとそのように積算という方で認識いただければと思います。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 一応対象については、今あるあそぶ塾とぽっかぽかクラブと思って質問したところで、それということで、一般質問でしたが、今後は増えるということもありますので、その辺については実態に合わせて動いているのかなと思います。

時間もないでの、私これで終わります。

委員長（渋谷 敏君） これで、9番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私が最後ですので、私は簡明に質問したいと思います。皆さんほとんどもう聞いている内容を、さらにちょっと角度違つてもう一度聞かせてもらうかなという程度でございます。

まず、ページ14の農業振興費、先ほどからも話ありますが、鳥獣被害防止対策協議会補助金9万円、それから有害鳥獣被害対策推進事業補助金20万円というのもあるわけですけれども、熊やイノシシ、このような有害鳥獣が今年は非常に多く出たということでもって、こういう補助金も必要なのだろうとは思うのですが、私も今まで西遊佐のほうなわけですけれども、今年は白木に熊が出たり、それから服部興野にも熊が出たり、それから中藤崎のハウスがある近くにも熊が出たとか、こういうことが割とありますと、近年ないようなことが起こってきたという現象は皆さん共有しているようでございます。そういう中におきまして、この2つの補助金がついているものがありますけれども、これこの内容、一体どの程度違うのでしょうか。私から見るとほとんど同じように見えるのですけれども、わざわざ分けているように見えるわけです。この辺は一本化できるならしてもいいのではないかと私は思うのですけれども。

それから、こういう有害鳥獣に対する対策としては、現実問題として駆除しかないのかなとは思うのですけれども、そういうものなのかを伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回補正予算のほうにお願いしましたところ、有害鳥獣関係2つございますけれども、1つにつきましては協議会への補助金でありますので、あくまで先ほど1番委員のところにも説明をさせていただきました。遊佐町の有害鳥獣の協議会、それに対しての団体への補助というのが1点と、2つ目は推進事業補助金ということで、先ほどもご説明をしました。個人の方が電気柵等を購入する際への補助金ということでありますので、趣旨は違いますので、項目2つに分けているということでご理解をいただければと思っております。

また、ほかの、今年度の有害鳥獣は熊の件でありますが、今委員おっしゃられるとおり、これまでにな

いような出没、場所も含めてですが、出没の仕方も、皆さん報道とかで、もう全国的な問題といいますか、全国的な状況でありますので、御覧になっているかと思いますけれども、今までのいわゆる熊に対する対策では同じようにはいかないという、要は熊が変わってきているのだというところがあるのだと思います。人に慣れてきているというところ、あとはやはり住宅まで来ても全然逃げないといいますか、いわゆる熊鈴でも全然逃げないという話もあるようですし、そういうところからいうと、今後どういう対策を取つたらいいのかなというのは非常に、産業課としてもいろいろ考えているところでありますけれども、基本的に本町では熊の駆除につきましてはおりにかかったら、おりにかかったらといいますか、駆除を今までしてきたところでありますし、恐らくこれまで、小さい熊は捕獲をして山に逃がしたというケースはあったというふうに聞いておりますけれども、基本的にはおりをかける場合はいろんな被害があるということで、民家にも近いところというケースもありますし、危険だということで、遊佐町においては駆除してきた、駆除をして埋めるという形で対応してきたと思いますが、今後もそういう形にはなっていくかと思います。

9月から、先ほどもお話ししましたが、法律変わりまして、いわゆる住宅地内、住宅地といいますか、こういうところでも町の判断で駆除できるというような法律になったわけですが、非常にそこについては、そういう改正になったとしても、例えば後ろ、後方には全く危険がないとか、そういうところの判断ができるない限りは、むやみに町内で、熊がいたので銃を撃つというふうにはならないというふうに考えております。あくまでやはりおりが、よほどよほどの条件でないととは思っておりますが、やはりまずは遊佐町で駆除をしていくしかないかなというふうには思っているところであります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 協議会と推進対策とはちょっと内容が違っているので2つに分けているのだとということのようございました。

それから、同じ14ページで商工振興費で遊佐ブランド推進事業は先ほども質問がなされていましたけれども、88万円ですけれども、これはウイスキーというふうなことでございました。今日も昼休み、控室でテレビを見ていたら、遊佐町のウイスキーということでテレビにも出ていたので、かなり有名になっているのかなと思います。たしか爽やかがやっている会社だったと思いませんけれども。ただ、ブランド推進協議事業でウイスキーの醸造販売をするのは結構なのですけれども、ブランド推進ということなので、これは今現在ふらっとというか、あちらのほうで請け負っているものだとは思っていますけれども、実際ブランドをどのように、ブランドというのは結局私はある意味商品開発ではないかと思うのです、大きく捉えて。ウイスキーの場合も、それはほかから来てウイスキー造っているから、それで何らかのブランド品をつくっているということにはなるのでしょうか、やっぱりこの町独自にある程度の売れ筋の商品を開発しているというものではないと思います。そういう意味では、本来の意味からいけば、町民の皆さんのが工夫を凝らして、ブランド品となるようなものをつくり上げていくというものが私は趣旨ではないかなと思うので、そういう意味では、どういうものをつくり上げようとしているのか、あるいはまたひょっとしたら、そういうものは何もないのだということなのかもしれません、その辺の状況を伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

遊佐ブランド推進事業の委託料の中のご質問でしたが、今委員おっしゃるとおり、この委託料、この委員会でももう既に何回か説明をさせていただいておりますが、第三セクターがウイスキーを造るということではありません。そこは認識が違っておりますので。ウイスキーを造るのは、あくまで2蒸留所であります。何のためにウイスキーの町宣言をしてこの事業を行うかということは、先般の議員の全員協議会でも資料をもって説明をさせていただき、先ほど1番議員のところの説明でも説明をさせていただいたつもりでしたが、それ以上の説明はないのですが、あくまでも第三セクターの第5事業部がブランディング、販路開拓、ブランド推進、町の特産品開発というところで第三セクターの第5事業部というのは活動しておりますので、そこを活用してうまくPRをしていただきたいというところであります。あくまでもウイスキーの町宣言をしてウイスキーの販売高を上げるということが目的ではありませんので、先ほどもお話ししましたとおり、観光ツアーを造成して、町のPR、町の活性化を図るというところ、実際観光ツアーの造成については、まだ受け手、いわゆるやっていただくところ、観光協会もしくは庄交コーポレーション等々、まだ決まっておりません。今交渉をいろいろしているところでありますので、そういう形で町の活性化につなげていきたいというふうに考えての取組であるということをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） どうもウイスキーを中心としたようなブランド推進というふうに伺いましたけれども、私は、本来であれば町民の皆さんがある程度工夫を凝らして、こういう酒類でなくても、ブランド品というものをつくり上げていくというものが主な発想といいますか、そういう形態で動いていくもの一つの本来のあるべき姿ではないかと、そういうふうに以前から考えていたものですから、改めてこの点について伺ったところでございました。

それから、また同じようなぶり返しのような話になりますけれども、先ほどの地域経済循環創造事業ということで、竹林もそう、メンマというふうなことがございました。720万円の補助金、これは順調にいけば総務省のほうから出る補助金だということではございます。この事業をやるに当たって、総事業費は1,440万円だということでございました。それに対して補助金が720万円ということは、ちょうど半分なわけです。順調に総務省の審査が通れば、半分はこの事業に対して補助金をいただけると、こういうものだと認識をいたしました。現在審査中で、問合せを受けていると、何かそういう話のようでございました。ですから、この事業がこういうふうに運ぶかどうかは、まだ確定はしていないということだとは思います。ですが、順調にこういう形で進めば、これは非常にすばらしいことだというふうに私も思います。できればそういうふうに進んでいただきたいとは思うわけではございますが、それはそれでオーケーなわけです。

ところが、先ほどもそうならない場合はどうなのだという、聞いた委員もいたようですけれども、私もその場合についても少々考えます、やはり。そうなりますと、この計画がパアになるというか、チャラみたいになるわけです、一応。ですが、総事業費1,440万円と、今計画しているこの事業費自体は恐らく変わらないものではないかなとは思います。これをやろうとしている人が規模を小さくしてやるとでもなれば、この事業費は小さくなるでしょうが、ただあくまでもこういう形でやるのだという計画をずっと持っていくということであれば、多分事業費は変わらないと思います。その場合に、恐らくあまり支援をいただ

けるものがなくなるというか、そういう状態に陥るのではないかとは考えます。その場合に、役場のほうで、進歩的な事業だというふうな意味合いで、ある程度の補助金を支払って、この事業を頑張ってくれというようなことにはなるのか、ならないのか、その辺を伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず、委員おっしゃる先ほどブランドの関係、個人、町民がというところにつきましては、いろいろ6次化の取組について、町としては共同加工場を整備したり、特産品開発の補助金を出したり、できる限りのできる範囲での支援はしているというふうに認識をしております。今のご質問につきましても、先ほど4番委員のところで答弁もさせていただきました。仮にこの事業、国の事業が不採択となったとしても、ご本人、どういう形でか続ける、全く同じではないと思いますが、補助金の関係もありますので、規模を縮小したり計画を変えて、何らか取り組むということであれば、町としても、例えば県の補助メニュー、昨年度も適用しました6次化のメニューもありますし、6次化だけではなくて、ほかの補助メニューも探しながら、ご本人が事業者が取り組みたいということであれば、非常に町としても地域課題解決につながる事業だと思っておりますので、どういう形になるか分かりませんが、支援は続けていきたいというふうに思うところであります。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） メンマということを一生懸命やっている人がいるということは、私も知っていました。ですので、こういうことで何らかの事業が軌道に乗るように、役場のほうからも支援をしていただければなと思いますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

次、ページ15の商工費ですけれども、企業開発費でもって指定事業の奨励金ということで、6,864万4,000円というかなり大きな奨励金が出ておりますけれども、これについて伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

指定事業所利益6,800万円強でございますが、先ほどもご説明をさせていただきました企業奨励条例に基づく奨励金、いわゆる企業奨励条例に基づく指定事業という審査会を受けて、指定事業という指定を受けた事業所の土地家屋並びに機械整備について、固定資産税相当額を町が交付するというものでありますが、今回4事業者、概要書にも載っておりますが、4事業者の分を精査をして、その差額、当初予算との差額分を増額補正とさせていただいたものであります。先ほども申し上げましたが、固定資産税の確定時期は、年度始まってからの4月、5月になりますので、予算要求時はあくまで概算ということになります。毎年この時期に9月補正で精査をして額が確定しますので、大なり小なりの補正をお願いしていたところですが、今年度につきましては鳥海南バイオマスパワーさんのところがかなり大きい想定との開きがありましたので、金額が大きくなつたというものでございます。

以上であります。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） どうも私の聞き漏らしのようで、申し訳なかったです。固定資産税を減免する

というか、というふうな内容のようでございます。

その次、ページ16の教育費で、これも先ほど質問ありましたが、事務局費で物価高騰重点支援地方交付金1,065万円があります。1人当たりの生徒さんに、何か3万円くらいずつ支払いをするということのようでございます。物価高騰ということは、要するにインフレということだとは思います。インフレで、なれば普通は多くの皆さんの生活は容易でなくなります。当然です、物の値段が上がるわけですから。それに対して交付金を支払うということですけれども、ある意味、これはインフレ交付金だと思うのです、私は。インフレ交付金、これは、こういうふうな形のものは、これからもあるのかどうか伺いたいと思います。

というのは、インフレというのは、今はやほとんど常態化してきております。ほとんど二、三年前からインフレの世界にだんだん入ってきております。前は恐らく30年くらいデフレだったのです。全くのデフレ状態。経済がらち明かないと、こういう状態が約30年続いてきました。それが、今二、三年前からインフレにチェンジしています。ほぼ完全チェンジしています。そういう形になっていきますので、このインフレ交付金はこれからもあるのかどうか。あるかないか分からぬかも知れませんが、この取扱いというか。そして、このような交付金が来た場合に、生徒さん一人一人に、やはりまた3万円とか、そのくらいずつお支払いするというようなことでもって対応していく予定なのか伺いたいと思います。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今回、国の交付金が来るというようなことで、この交付金事業による給付、国家事業かということできさせていただきましたけれども、これまで国のはうでは町民税非課税世帯への給付とか、いろいろな低所得者対策とかの観点からのこういった交付金等を行ってきたというふうに理解しております。これからどうなるかということは、ちょっと私も詳しく分からぬということではあるのですけれども、今回はこういったチャンスがありましたので、この中でやっぱり生活者支援というようなメニューの中で、やはり子育て支援といった部分がメニューで子育て世帯への支援というところがございますので、教育のはうでの予算化ということでさせていただきました。ちょっとこれからどういうふうになるかは、その辺を注視しながら、こういった教育支援、どうしても今お金がかかるというような、そういった時代でありまして、さらには物価高騰も続いているという中で、支援できないかどうか、それについては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） とにかく生活が容易でないというか、子供さんを抱えていればなおさらそれが身にしみるというような状況にはなろうかなと思いますので、このような交付金が来た場合は、1人今のところは3万円ずつお支払いするということのようございますが、これからもそういう形でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、あと最後になりますけれども、ページ17の中学校費、私、実はこのことは質問する予定にはありませんでした、実際。ところが、先ほど8番委員の話を聞いていてちょっと驚いたことがありますので、ついでのように伺いたいと思います。中学校費の17番の備品購入費で120万円で除雪機械を買うというものがあります。この場合、見積りは1社というふうに伺ったのですけれども、1社ですか、何社ですか、

見積りいただくのは。

委員長（渋谷 敏君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えします。

この予算の計上に当たっては、1社から参考の見積りをいただいているような状況ですけれども、こちらを購入するに当たっては、当然ですけれども、見積り合わせをしながら、それで安いところから購入するというような手順を取っていきたいというふうに考えております。

委員長（渋谷 敏君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私のちょっと聞き間違ったと思うのですけれども、見積りは何か1社から取るというふうにちょっと聞けたような気がしたので。もしもこれ1社だったら、見積りの当てにならないなど。この辺の言葉で言えばそういうふうに考えたものですから。やはり最低2社ですよね。見積りを取る場合、最低2社です。3社、4社、このくらい普通だと思いますので、同じ性能のものを見積書を出してくれということでもって、それをもらって比較検討するということで、今課長が言うように、安いところから買うと。これはほとんど定石なわけなので、私の聞き間違いで余計な質問をしてしまいました。分かりました。ぜひよろしくお願ひいたします。

私の質問はこれで終わります。

委員長（渋谷 敏君） これで、11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（渋谷 敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては討論を省略し、採決することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（渋谷 敏君） ご異議なしと認め、採決いたします。

それでは、本特別委員会に審査を付託された議第61号から議第64号まで、以上4件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分し、挙手により行います。

なお、可否について挙手しないものは否とみなします。

最初に、議第61号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（渋谷 敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第62号 令和7年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（渋谷 敏君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議第63号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（渋谷 敏君）挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議第64号 令和7年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（渋谷 敏君）挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後5時）

休

憩

委員長（渋谷 敏君）休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後5時20分）

委員長（渋谷 敏君）報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原 潤君）報告書案文を朗読。

委員長（渋谷 敏君）本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま事務局長朗読のとおり、本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（渋谷 敏君）ご異議なしと認めます。

よって、事務局長朗読のとおり、本会議に報告することに決しました。

これをもちまして補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

（午後5時22分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和7年9月12日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会委員長 渋 谷 敏